

久御山町

障害福祉のてびき

<令和6年12月発行>

本冊子は、主要な障害福祉制度と久御山町独自制度の概略を説明したものです。

制度詳細につきましては、各担当課にお問い合わせください。

本冊子に掲載しきれなかったその他の制度については、京都府 障害者支援課作成の
「障害者福祉のてびき<令和4年4月現在>」をご覧ください。

なお、「障害者福祉のてびき」については、以下の URL からダウンロードできます。

<https://www.pref.kyoto.jp/shogaishien/1305011942387-menu.html>

上記 URL の QR コードはこちら



久御山町 民生部 福祉課

電話：075-631-9902 / 0774-45-3902

FAX：075-632-5933

メール：fukushi@town.kumiyama.lg.jp

手帳の交付

身体障害者手帳

問合せ:役場 福祉課

身体障害者・児に対する各種の福祉制度を受けるために必要な手帳で、障害の程度により1～6級までに区分されています。手帳の級数は、まず、下記の障害の種別ごとに1～7級までに区分され(障害の種別によっては無い級もあります。)、複数の障害がある場合等の事情を勘案して総合的な手帳の級数が決定されます。なお、7級の障害が一つの場合のみは手帳交付の対象となりません。久御山町役場を通じて京都府が決定・交付します。

<障害の種別と級>

視覚障害(1～6級)、聴覚障害(2～4級、6級)、平衡機能障害(3級、5級)、音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害(3～4級)、心臓機能障害(1級、3～4級)、じん臓機能障害(1級、3～4級)、呼吸器機能障害(1級、3～4級)、ぼうこう又は直腸の機能障害(1級、3～4級)、小腸機能障害(1級、3～4級)、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害(1～4級)、肝臓機能障害(1～4級)、上肢(1～7級)、下肢(1～7級)、体幹(1～3級、5級)、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(上肢機能1～7級・移動機能1～7級)

療育手帳

問合せ:役場 福祉課

知的障害者・児に対する各種の福祉制度を受けやすくするため手帳で、障害の程度によりA(重度)及びB(中度、軽度)に区分されています。久御山町役場を通じて京都府が決定・交付します。なお、18歳未満は宇治児童相談所、18歳以上は京都府家庭支援総合センターで障害の程度について判定を受ける必要があります。

精神障害者保健福祉手帳

問合せ:役場 福祉課

精神障害者・児に対する各種の福祉制度を受けやすくするため手帳で、障害の程度により1～3級までに区分されています。久御山町役場を通じて京都府が決定・交付します。

障害者手帳交付申請用診断書料の助成

問合せ:役場 福祉課

身体障害者手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付(再交付)申請をする際に必要な医師の診断書について、取得に要する経費の一部を助成します。

障害福祉サービス等

障害福祉サービス

問合せ:役場 福祉課

対象者は、①身体障害者手帳の交付を受けている身体障害者、②知的障害者、③精神障害者（発達障害を含む）、④難病等患者、⑤障害児です。

制度の詳細につきましては、「障がいのある人のためのサービスガイド（福祉課にて配布している別冊子）」をご覧ください。

障害者施設通所交通費の助成

問合せ:役場 福祉課

対象者は、①自立訓練、②就労移行支援、③就労継続支援を行う事業所に、公共交通機関を利用して通所する人です。助成金の額は、交通費の10分の3相当です。

地域生活支援事業

問合せ:役場 福祉課

■相談支援事業

◆大人から子どもまで障害・発達障害相談（要申込）

第2木曜日 AM10:00~PM3:00

（内容）障害のある人やその家族を対象とした相談

（場所）役場1階相談室1

◆こどもの育ち・おとなの自立相談（要申込）

毎週月曜日（祝日除く）PM4:00~PM6:00

（内容）障害や発達障害、ひきこもりなど本人やその家族を対象とした相談

（場所）総合体育館など

◆耳のこと何でも相談（要申込）

年3回程度。日時は広報くみやま等でお知らせします

（内容）聴力測定、補聴器、聞こえの相談

（場所）ゆうホール又は役場1階相談室1

■移動支援事業 … 自己負担5%。生活保護世帯・住民税非課税世帯は負担なし

社会参加等を目的とした外出の際に、ガイドヘルパー等が移動の支援を行います。

◆対象者 ①屋外での移動が困難な身体障害児・者、②知的障害児・者、③精神障害者、④難病患者等

■日中一時支援事業 … 自己負担5%。生活保護世帯・住民税非課税世帯は負担なし

家族の就労・疾病・休息等により介護ができないとき、日中の間、施設等で見守りや日常的な訓練を行います。

◆対象者 ①身体障害児・者、②知的障害児・者、③精神障害者、④難病患者等

■訪問入浴事業 … 自己負担5%。生活保護世帯・住民税非課税世帯は負担なし

家族等による介助では入浴が困難な人に、自宅への浴槽の搬入や訪問入浴車等により、入浴サービスを提供します。

◆対象者 家族等の介助のみでは入浴することが困難な身体障害児・者

医療費の助成制度

自立支援医療（更生医療）

問合せ：役場 福祉課

身体障害者手帳の交付を受けている 18 歳以上の方が、その障害の除去や軽減のために必要な医療を指定医療機関で受ける場合に、その医療費を助成します。

◆給付対象となる医療 … 人工関節置換術、ペースメーカー埋込術、人工透析療法 など

自立支援医療（育成医療）

問合せ：役場 福祉課

18 歳未満の人（身体障害者手帳を持っていなくてもよい）が、その障害の除去や軽減のために必要な医療を指定医療機関で受ける場合に、その医療費を助成します。

◆給付対象となる医療 … 口蓋形成術、心室心房中隔に対する手術、脊椎側彎症に対する手術 など

障害者自立支援医療特別対策事業

問合せ：役場 福祉課

更生医療・育成医療の対象とならない下記の治療を行っている人に対し、その医療費を助成します。

◆呼吸器機能障害3級 ➡ 対象医療：在宅酸素療法

◆ぼうこう及び直腸機能障害3級 ➡ 対象医療：原因疾患の治療、ストマ周辺の感染防止等の治療

自立支援医療（精神通院医療）

問合せ：役場 福祉課

精神障害者（精神障害者保健福祉手帳を持っていなくてもよい）が、その障害の除去や軽減のために必要な医療を指定医療機関で受ける場合に、その医療費を助成します。久御山町役場を通じて京都府が決定・交付します。

精神通院医療申請用診断書料の助成

問合せ：役場 福祉課

自立支援医療（精神通院医療）受給者証の新規（再認定）申請をする際に必要な医師の診断書について、取得に要する経費の一部を助成します。

指定難病や小児慢性特定疾病医療

問合せ：山城北保健所

Tel 0774-21-2191

指定難病・小児慢性特定疾病の患者が、その治療に係る医療を指定医療機関で受ける場合に、その医療費を助成します。

重度心身障害者医療制度

問合せ:役場 国保健康課

重度の心身障害のある人に対して保険診療の自己負担分を給付します。

◆対象者

以下の要件のいずれかに該当する者（生活保護世帯・後期高齢者医療の被保険者を除く）

- ①身体障害者手帳1～2級
- ②IQ35 以下の判定を受けた人
- ③身体障害者手帳 3 級かつ IQ50 以下の判定を受けた人
- ④精神障害者保健福祉手帳1級
- ⑤精神障害者保健福祉手帳2級かつ身体障害者手帳3級
- ⑥精神障害者保健福祉手帳2級かつ IQ50 以下の判定を受けた人
- ⑦精神障害者保健福祉手帳の再認定で1級から2級になった人（次回認定を受けるまで）

重度心身障害老人健康管理事業

問合せ:役場 国保健康課

後期高齢者医療制度の被保険者で、重度の心身障害のある人に対して保険診療の自己負担分を給付します。

◆対象者

後期高齢者医療の被保険者で、以下の要件のいずれかに該当する者

- ①身体障害者手帳1～2級
- ②IQ35 以下の判定を受けた人
- ③身体障害者手帳 3 級かつ IQ50 以下の判定を受けた人
- ④精神障害者保健福祉手帳1級
- ⑤精神障害者保健福祉手帳2級かつ身体障害者手帳3級
- ⑥精神障害者保健福祉手帳2級かつ IQ50 以下の判定を受けた人
- ⑦精神障害者保健福祉手帳の再認定で1級から2級になった人（次回認定を受けるまで）

後期高齢者医療

問合せ:役場 国保健康課

一定の障害のある方については、後期高齢者医療制度へ加入することができます。

◆対象者

65～74 歳の方で、以下の要件に該当する者

- ①障害基礎年金の国民年金証書1～2級
- ②身体障害者手帳1～3級及び4級の一部
4級の一部 … 音声機能、言語機能障害、下肢機能障害（両下肢すべての指を欠くもの、
一下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの、一下肢の機能の著しい障害）
- ③療育手帳 A
- ④精神障害者保健福祉手帳1～2級

補装具・日常生活用具

補装具

問合せ:役場 福祉課

身体障害者・児の障害のある部分を補って、日常生活を容易にするために次の補装具の購入・修理費の給付をします。

障害の種類	補装具の種類
視覚障害	義眼、眼鏡、視覚障害者安全つえ
聴覚障害	補聴器、人工内耳（人工内耳用音声信号処理装置の修理のみ）
重度の両上下肢かつ言語障害 等	重度障害者用意思伝達装置
肢体不自由	義手、義足、装具（上肢・下肢・体幹）、車いす、歩行器、歩行補助つえ（1本杖を除く）、姿勢保持装置 など

◆自己負担 1割負担。所得に応じて1か月あたりの負担上限があります。

障害児・者日常生活用具

問合せ:役場 福祉課

在宅の重度障害者・児が快適な日常生活を行うために、次の内容の給付を行っています。なお、修理については対象外です。

障害の種類	日常生活用具の種類
視覚障害	視覚障害者用ポータブルレコーダー、視覚障害者用時計、電磁調理器、視覚障害者用体温計、視覚障害者用体重計、視覚障害者用拡大読書器、点字ディスプレイ、視覚障害者用活字文書読み上げ装置、情報・通信支援用具 など
聴覚障害	聴覚障害者用屋内信号装置、聴覚障害者用通信装置 など
肢体不自由	特殊マット、特殊寝台、訓練いす、特殊尿器、入浴担架、体位変換器、T字、棒状のつえ、入浴補助用具、移動用リフト、移動・移乗支援用具、居宅生活動作用具（住宅改修）、情報・通信支援用具 など
内部疾患・その他	ネブライザー、電気式たん吸引器、パルスオキシメーター、頭部保護帽、人工咽頭、紙おむつ（乳幼児期以前に発現した脳原性運動機能障害）、ストマ装具 など

◆自己負担 5%負担。生活保護世帯・住民税非課税世帯・障害児については負担なし。

軽・中等度難聴児補聴器購入等助成

問合せ:役場 福祉課

両耳の聴力レベルが 30dB 以上 70dB 未満で、障害者総合支援法で定める補装具費の対象とならない児童を対象に、補聴器の購入・修理費の給付をします（自己負担あり）。

小児慢性特定疾病児童等日常生活用具

問合せ:役場 福祉課

在宅の小児慢性特定疾病児童等が快適な日常生活を行うために、ネブライザー等の日常生活用具の給付を行っています（自己負担あり）。なお、修理については対象外です。

移動・交通

のってこ優タクシー

問合せ:役場 福祉課

路線バスへの乗車が困難な方を対象に、「のってこ優タクシー」を運行しています。利用するためには事前に利用登録が必要です。

利用の際は、1時間前に電話予約をしてください。町内の集会所等に設置した各停留所から乗車いただき、各停留所間を移動できます。

- ◆対象者 ①身体障害・療育・精神障害の各手帳所持者
②自立支援医療受給者証所持者(精神通院・育成医療)
③特定医療費(指定難病)受給者証所持者 など
- ◆利用料金 大人 200 円、子ども 100 円

福祉タクシー事業

問合せ:役場 福祉課

次のいずれかに該当する障害のある人に、タクシー券(年間 12,000 円を限度に1か月 1,000 円分)を交付します。町と契約したタクシー会社のみ利用できますので、乗車前に確認してください。

- ◆対象者 ①視覚障害、下肢、体幹、心臓機能障害、じん臓機能障害、呼吸器機能障害、ぼうこう又は直腸機能障害、肝臓機能障害 ➡ 1～3級
②療育手帳 A

自動車運転免許取得教習費助成

問合せ:役場 福祉課

身体・知的・精神に障害のある人で、自動車運転免許を取得した場合に、10 万円を限度に免許取得のために要した教習費の3分の2を助成します。ただし、所得額に制限があります。免許証の交付を受けた日から1か月以内に申請してください。

- ◆対象者 ①聴覚障害、音声・言語・そしゃく機能障害、心臓機能障害、じん臓機能障害、呼吸器機能障害、ぼうこう又は直腸機能障害、小腸機能障害、肝臓機能障害 ➡ 1～4級
②平衡機能障害、体幹 ➡ 5級以上 ③上肢、下肢 ➡ 1～6級

自動車改造助成

問合せ:役場 福祉課

身体に障害がある人が、自ら所有し運転する自動車の操向装置・駆動装置等の一部を改造する場合、その改造に必要な費用について、10 万円を限度に助成します。ただし、所得額に制限があります。

- ◆対象者 ①上肢 ➡ 1～3級 ②下肢 ➡ 1～4級 ③体幹 ➡ 1～3級

駐車禁止除外指定車標章

問合せ: 宇治警察署

TEL 0774-21-0110

道路標識等で駐車が禁止されている場所等に駐車することができます。ただし、駐停車禁止標識のある場所等の駐車も停車も禁止している場所は駐車できません。また、駐車場や車庫などの自動車用の出入口から3m以内などについても駐車できませんので、駐車場所については事前に確認しておくことをおすすめします。

◆対象者 ①上肢、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(上肢機能)

➡ 1級、2級の一部

②聴覚障害、平衡機能障害、体幹、心臓機能障害、じん臓機能障害、呼吸器機能障害、ぼうこう又は直腸機能障害、小腸機能障害、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害、肝臓機能障害 ➡ 3級以上

③視覚障害 ➡ 1～3級、4級の一部

④下肢、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(移動機能) ➡ 4級以上

⑤療育手帳A ⑥精神障害者保健福祉手帳1級 など

京都おもいやり駐車場利用証制度

問合せ: 山城北保健所

TEL 0774-21-2191

身体障害者など歩行困難な方に車いすマーク駐車場の利用証を交付し、優先利用者をわかりやすく表示し、車いすマーク駐車場の適正な利用を促進する制度です。

◆対象者 ①上肢、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(上肢機能) ➡ 2級以上

②聴覚機能障害 ➡ 3級以上

③視覚障害、心臓機能障害、じん臓機能障害、呼吸器機能障害、ぼうこう又は直腸機能障害、小腸機能障害、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害、肝臓機能障害 ➡ 4級以上

④平衡機能障害、体幹 ➡ 5級以上

⑤下肢、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(移動機能) ➡ 6級以上

⑥療育手帳A ⑦精神障害者保健福祉手帳1級 など

有料道路の通行料金の割引

問合せ: 役場 福祉課

身体障害者手帳又は療育手帳の所定の欄に割引の記載証明を受け、有料道路利用時に提示すると、通行料金が最大半額になります。なお、事前登録した1台に限り、ETC 無線通行(ノンストップ操行)が可能です。

◆対象者 ①身体障害者手帳の交付を受けた人 ②療育手帳の交付を受けた人

※手帳の交付を受けた人が18歳未満の場合は、保護者が申請できます。

電車・バス・タクシー運賃の割引

割引の対象、割引額等につきましては、各交通機関にお問い合わせください。

税の控除・減免等

所得税・住民税

問合せ：(住民税) 役場 税務課

問合せ：(所得税) 宇治税務署

Tel 0774-44-4141

- ◆特別障害者控除 … 身体障害者手帳1～2級、療育手帳 A、精神障害者保健福祉手帳1級 など
➡ (所得税) 所得控除 40 万円、(住民税) 所得控除 30 万円
※同居の特別障害者である場合
(所得税) 所得控除 75 万円、(住民税) 所得控除 53 万円
- ◆障害者控除 … 身体障害者手帳3～6級、療育手帳 B、精神障害者保健福祉手帳2～3級 など
➡ (所得税) 所得控除 27 万円、(住民税) 所得控除 26 万円

自動車税・軽自動車税(種別割・環境性能割)

障害者のために使用され、車検証等に「自家用」と記載されている自動車で、一定の要件を満たす場合、障害者1人につき1台が減免の対象となります。

- ◆自動車税(種別割) …………… 山城広域振興局税務課 Tel:0774-23-5400
- ◆軽自動車税(種別割) …………… 役場 税務課
- ◆自動車税・軽自動車税(環境性能割) … 近畿運輸局京都運輸支局自動車税管理事務所
Tel 075-672-6155

NHK 放送受信料の減免

問合せ：役場 福祉課

- ◆全額免除 … 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を所持している人がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が市町村民税非課税 など
- ◆半額免除 … 次のいずれかの手帳を所持している人が世帯主かつ NHK の契約者
 - ①身体障害者手帳1～2級、②視覚障害又は聴覚障害の身体障害者手帳
 - ③療育手帳 A ④精神障害者保健福祉手帳1級 など

公共施設の割引

問合せ：文化スポーツ事業団

「総合体育館トレーニングルーム」や「町民プール」の利用の際、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を提示すると、本人と介護者1名が100%減免になります。

携帯電話料金の割引

割引の対象、割引額等につきましては、各携帯電話会社にお問い合わせください。

年金・手当・扶養共済制度

障害年金

傷病等により障害者となった場合、その傷病の初診日が年金加入期間（又は 60～65 歳に日本に住んでいる）であれば、障害等級に応じて支給されます。ただし、一定の保険料納付要件があります。

先天性の病気などによって 20 歳未満から障害のある人については、保険料負担することなく、20 歳以降に障害基礎年金を受給できますが、所得制限があります。

○問合せ先・20 歳前に初診日がある又は国民年金加入中に初診日がある など

➡（障害基礎年金） 国保健康課

・厚生年金加入中に初診日がある

➡（障害厚生年金、障害手当金（一時金）） 京都南年金事務所

Tel: 075-644-1165

街角の年金相談センター宇治

予約受付専用番号: 0570-05-4890

◆障害基礎年金（年額）（1 級）1,020,000 円（2 級）816,000 円（令和 6 年 4 月現在）

障害年金生活者支援給付金

問合せ: 日本年金機構給付金専用ダイヤル

Tel: 0570-05-4092

公的年金等の収入金額やその他の所得が一定基準額以下の障害基礎年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されます。

◆年金額（1 級）月額 6,638 円（2 級）月額 5,310 円（令和 6 年 4 月現在）

障害児福祉手当・特別障害者手当

問合せ: 役場 福祉課

日常生活において、常時介護を必要とする在宅の重度障害児・者に支給されます。

◆20 歳未満【障害児福祉手当】 月額 15,690 円（令和 6 年 4 月現在）

◆20 歳以上【特別障害者手当】 月額 28,840 円（令和 6 年 4 月現在）

特別児童扶養手当

問合せ: 役場 子育て支援課

20 歳未満で、身体や精神に障害を有する児童を家庭で養育・監護されている父母などに対し支給されます。

◆手当額（1 級）月額 55,350 円（2 級）月額 36,860 円（令和 6 年 4 月現在）

久御山町心身障害児手当

問合せ:役場 子育て支援課

心身に障害のある子どもを養育している保護者の方に、心身障害児手当を支給します。

◆対象者 18歳未満で、次のいずれかに該当する児童生徒

- ①療育手帳 A
- ②身体障害者手帳1～3級
- ③福祉施設(心身障害児)又は特別支援学校へ通学通園
- ④療育手帳 B かつ特別児童扶養手当受給
- ⑤療育手帳 B かつ療育教室在籍、保幼小で加配の付く児童、特別支援学級に在籍

◆手当額 3,000 円/月 ※3月、9月の2回にわけて支給

心身障害者扶養共済制度

問合せ:役場 福祉課

身体障害者手帳1～3級、知的障害者等又は将来独立自活することが困難と認められる精神障害者の保護者(65歳未満で健康な人)が掛金を払い、保護者(加入者)が死亡又は重度障害者となった場合、障害者に年金が支給される制度です。年金額は毎月 20,000 円(2口加入者は、40,000 円)で、掛金は加入者の年齢で異なります。

心身障害者扶養共済制度補助金

問合せ:役場 福祉課

心身障害者扶養共済制度の掛金を納めている人を対象に、1口目の掛金の3分の1を補助します。

その他の制度

府営住宅への特定目的優先入居

問合せ:京都府障害者支援課

Tel:075-414-4603

身体障害のある人(4級以上)、知的障害のある人(重度・中度)、精神障害のある人(1～3級)がいる世帯を対象に、優先入居枠に申請することができます。

住宅改造助成

問合せ:役場 福祉課

在宅の身体障害児・者(1～2級)を対象に、日常生活を容易にするための住宅の改造・改修等をした場合、30万円を上限に工事費を助成します。ただし、介護保険の住宅改修、障害児・者日常生活用具給付等事業による住宅改修が優先して適用されます。

家具転倒防止器具設置補助

問合せ:役場 総務課

地震から家具の転倒に伴うケガや逃げ場を失うなどの事故を防止するため、家具転倒防止器具の設置補助を 5,000 円を上限に行っています。

◆対象者 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人 など

手話通訳者・要約筆記者の派遣

問合せ:役場 福祉課

コミュニケーションの円滑化を推進するため、必要な方に手話通訳者・要約筆記者を派遣します。

成年後見制度利用支援

問合せ:役場 福祉課

認知症、知的障害、精神障害などにより判断能力が不十分な方で、身寄りがいないなどの理由で成年後見人等の申立てをする人がいない場合は、町長が申立てを行うことができます。

この町長申立てを行った人のうち、成年後見人等の報酬を支払うことが困難な方に対しては、町独自の補助制度があります。

福祉サービス利用援助事業

問合せ:社会福祉協議会

認知症のある方や知的・精神に障害のある方などで判断能力が不十分なため、福祉サービスの利用契約等がうまくできない状態にある方を対象に、手続きや苦情解決について援助、日常的な金銭管理の支援などを行います。

身体障害者協会

問合せ:役場 福祉課

身体障害者手帳の交付を受けた人同士の親睦と自立更生の支援を目的とした会です。

◆活動内容 秋のレクリエーション(社会見学等 令和6年度:ニフレル等)

春の交流会(ビンゴ大会等)

◆年会費 500 円

問合せ一覧 久御山町役場(代表) Tel 075-631-6111 / 0774-45-0001

○総務課……………Tel075-631-9991 / 0774-45-3922

○税務課……………Tel075-631-9926 / 0774-45-3908

○子育て支援課……………Tel075-631-9904 / 0774-45-3905

○福祉課……………Tel075-631-9902 / 0774-45-3902

○国保健康課……………Tel075-631-9913 / 0774-45-3906

○久御山町社会福祉協議会……………Tel075-631-0022

○久御山町文化スポーツ事業団…Tel0774-44-3700